

「購入補助金制度」活用メリット

- 1 煩わしい事前申請手続、支給申請手続は、認定監理団体が代行します。
- 2 企業形態・業種に関わらず、どなたでも利用できます。
- 3 購入商材等を無駄にしないため、認定監理団体へ指定研修の開講を義務化しています。（財団助成金活用可）

財団補助金制度の概要

◆対象事業者

監理団体に所属する組合員・員外事業者

（＊別途要件あり）

◆補助率

認定商材等価格の 10%～30%

* 補助率は指定販売事業者にご照会ください。

* 対象となる商材価格上限：1,000 万円（税別）

◆対象商品

監理団体に所属する指定販売事業者が販売する経営力向上に資する有料な FC 加入費用、IT 系商材及び健康・環境・省エネに資する環境商材等

◆受給条件

制度利用賦課金 60,000 円/年

代理申請事務費 補助金額 5%（支給額より控除納付）。

◆支給申請に関する手続

指定販売事業者より交付された「購入証明書」を監理団体へ郵送するだけで面倒な申請手続きはありません。補助金申請は監理団体が代行します。

財団購入補助金制度利用の流れ



お問合せ/お申込み

Q JMAF 財団

検索



認定監理団体【(甲) 第 190401 号】

国土交通省認可

中央建設企業経営振興事業協同組合連合会
東京都品川区東五反田 1-10-4 エムアイビル 2F

支給機関

一般財団法人全国中小企業等協同組合連合財団

<https://www.jmaf.or.jp/>



優れた商材等・IT システム等の導入を支援する
「JMAF 貢献優良商材等購入補助金」
のご案内

JMAF 貢献認定監理団体による
指定販売事業者の取り扱う
共販商材等を対象とします。





JMAF 財団は、優れた商品・商材・システム等を導入する際に、その費用の一部を補助する「購入補助金」制度を創出し、企業の新規事業進出、及び生産性向上への取組を支援しています。

商品・システム導入費用の一部を補助するほか、導入商材・システム等の早期企業化をバックアップするため、財団助成金制度を活用した人材育成研修の開講を義務化しています！
新商品・商材・システム導入には、多額の費用を要し、優れた商品・システムであっても導入費用の軽減を図れなければ企業の新事業への取組は助長されません！JMAF 財団は、共同販売事業を所管する認定監理団体と連携し、新商品・新システムを導入する企業を支援するため、購入補助金制度を創出しております。財団制度は面倒な申請手続きがなく、簡単な申請申込をするだけでどなたでも活用できるよう整備されておりますので、お気軽にご相談ください。

活用事例



Case1

CAD システム購入、WEB サイト、動画 PV 等の初期制作費用の一部を補助します。



Case2

FC 加入に関する初期費用（加盟金、システム代金）、認定商材・商品の購入費用の一部を補助します。



* JMAF 貢献金支給申請は、監理団体が要件を審査の上、代行して財団へ申請します。（不正受給防止）

財団補助金制度 (2023 年度)



対象事業者	監理団体に所属する組合員・員外事業者 (*別途要件あり)	
補助率	認定商材等価格の 10%～30% * 補助率は指定販売事業者に照会下さい。 * 対象となる商材価格の上限は 1,000 万円(税別)としております。	
補助回数	1 年度につき 3 回まで	
対象商品	監理団体に所属する指定販売事業者が販売する経営力向上に資する優良な FC 加入費用、IT 系商材（システム、CAD、AI システム、WEB サイト等）、及び健康、環境、省エネに資する環境商材等	
受給条件	制度利用賦課金 *	年会費納付済み組合員は免除
	代理申請事務費	(補助金額) 5 % 支給額より控除納付
申請手続	指定販売事業者より交付された「購入証明書」を監理団体へ郵送するだけで面倒な申請手続きはありません。補助金申請は、監理団体が代行します。	
購入商材指定訓練受講	補助金対象商品購入後、対象商材の企業化を早期に図ることを目的として、監理団体が監修する指定訓練の受講を要します。 (JMAF 貢献の指定訓練助成金制度を活用できます。)	

→